

第16回全日本ホルスタイン共進会規則（令4.8.29制定）の概要

（一）日本ホルスタイン登録協会

1. 会 期

令和7年10月中旬～下旬とし、集合審査を2日間とする。

会場は北海道勇払郡安平町の「北海道ホルスタイン共進会場」並びに「北海道ホルスタイン家畜市場」。定期市場開催日の関係で、共進会日程の詳細は現在調整中。

2. 出品区分・頭数

ホルスタイン種 368頭 未経産6部 経産9部 計15部

（一般枠276頭、後代検定娘枠72頭、高等学校特別枠20頭）

ジャージー種 32頭 未経産2部 経産2部 計4部

出品区分の基礎となる年齢は、令和7年9月30日をもって算定する。

3. 出品制限

ホルスタイン種牛一般枠にあつては1戸2頭以内とするが、出品する各都道府県がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

4. 資 格

出品牛は、国内産の血統登録雌牛とし、次の条件を備えたものとする。なお、受精卵移植による生産牛の出品にあつては、その牛の血統登録時の所有者の居住する都道府県を産地として取扱う。

- ①. ホルスタイン種の未経産牛は、自県産とする
- ②. ホルスタイン種の経産牛は、国内産とする。
- ③. ジャージー種の出品牛は、国内産とする。
- ④. 出品牛は、出品者の飼養期間を設けない。
- ⑤. 未経産牛で生後20月以上のものは、妊娠確実であるもの。なお、種付けの日を含めて180日以上で早産又は流産したものは、経産牛として扱う。

5. 検定条件等

- ①. 22月未満未経産牛は、母牛が検定成績証明申込中又は証明済のもの。
ただし、母牛が未経産の場合は、出品牛がゲノミック評価成績を有し、かつ祖母が検定成績証明済のものに限る。輸入受精卵によって生産された出品牛の母牛の検定成績及びゲノミック評価成績は、当該外国登録団体が発行する証明書により判定をする。
- ②. 30月未満の経産牛は、本牛が検定成績証明申込中のもの。
- ③. 30月以上48月未満の経産牛は、本牛が検定成績証明申込中又は証明済のもの。
- ④. 48月以上の経産牛は、本牛が検定成績証明済のもの。

6. 出品負担金

出品負担金については、参加都道府県並びに出品者の負担軽減を図るため、できるだけ安価に抑えることとし、全共開催経費等を試算したうえで、本年11月末までに公表予定とする。

なお、後継者育成奨励のため、高等学校特別出品枠の出品負担金を免除する。

（注）このほど、第16回全共規則が制定されましたが、集合審査の期日、褒賞関係、出品負担金等の未確定な部分については、追って決定し公表する予定です。